

利用者ごとの区分早見表

○=利用できます ×=利用できません

	利用する方	A	B	C	D	E	詳細
個人1	聴覚障がい者	○	○	○	○	○	身体障害者手帳（聴覚障害）の交付を受けている方（児童の場合はその保護者の方も含む）
個人2	難聴者、中途失聴者	○	○	×	○	×	身体障害者手帳（聴覚障害）の交付を受けていない方であって、日常生活において補聴器または人工内耳を常用し、かつ、映像作品の視聴において聴覚障がい者向け字幕を必要とされている方
個人3	聴者	○	×	×	×	×	聴覚に障害がなく聴覚障がい者福祉に従事されている方や手話を学習されている方など
団体1	聴覚障がい者団体・施設	○	○	○	×	×	聴力障がい者団体、聴力言語障がい者施設、聴覚障がい者情報提供施設
団体2	教育機関	○	○	○	×	×	ろう学校、難聴学級、聴覚障がい者等が通う学級など
団体3	関係施設	○	○	○	×	×	聴覚障がい者福祉施設、聴覚障がい者等の寄宿舍、聴覚障がい者等が利用又は入所している施設など
団体4	その他施設	○	×	×	×	×	その他の社会福祉施設、公共施設

利用方法区分コード

利用方法区分	利用できる方法	利用できない方法	詳細
区分1	個人視聴	集団視聴 大会などでの上映	「個人視聴」とは、個人利用者本人又はその家族など限られた範囲内での視聴
区分2	個人視聴 集団視聴	大会などでの上映	「集団視聴」とは、 1.「個人視聴」に加え、集団（手話サークルなど）での視聴 ※料金を徴収する場合は利用不可 2.聴覚障がい児または難聴児などが通う学校教育機関での視聴であって、授業の一環としての視聴であり、視聴対象者は、その授業を行う者とその授業を受ける者に限る場合での視聴
区分3	個人視聴 集団視聴 大会などでの上映	なし	「大会などでの上映」とは、 「個人視聴」と「集団視聴」に加え、聴覚障がい者、難聴者、中途失聴者を主たる対象とする上映会等 ※料金を徴収する場合は利用不可

利用区分が記載されていない作品は、原則として「C - 1」の扱いとなります。（ただし、ろう学校での授業の一環としての視聴は可能）

※聴者の方はA区分のみ利用可